



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 告示

- 511 平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人)の一部改正 (総務学事課)
- 512 道路の区域変更 (道路保全課)
- 513 新道路の供用開始等 ( " )
- 514 道路の区域変更 ( " )
- 515 新道路の供用開始等 ( " )
- 516 道路の区域変更 ( " )
- 517 新道路の供用開始等 ( " )
- 518 道路の区域変更 ( " )
- 519 新道路の供用開始等 ( " )
- 520 道路の区域変更 ( " )
- 521 新道路の供用開始等 ( " )
- 522 道路の区域変更 ( " )
- 523 新道路の供用開始等 ( " )
- 524 道路の区域変更 ( " )
- 525 新道路の供用開始等 ( " )
- 526 道路の区域変更 ( " )
- 527 新道路の供用開始等 ( " )
- 528 道路の区域変更 ( " )
- 529 新道路の供用開始等 ( " )
- 530 道路の区域変更 ( " )
- 531 新道路の供用開始等 ( " )
- 532 道路の区域変更 ( " )
- 533 新道路の供用開始等 ( " )
- 534 道路の区域変更 ( " )
- 535 旧道路の供用廃止 ( " )
- 536 道路の区域変更 ( " )
- 537 新道路の供用開始等 ( " )
- 538 道路の区域変更 ( " )
- 539 新道路の供用開始等 ( " )
- \*540 平成9年和歌山県告示第410号(和歌山県屋外広告物条例第3条の規定に基づく知事の指定する区域及び区間)の一部改正 (都市政策課)
- 541 高等学校授業料における加算額の設定 (教育委員会)

## 告 示

### 和歌山県告示第511号

平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施

行規則の規定による知事が定める法人)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

「和歌山県土地開発公社」、「和歌山県道路公社」及び「和歌山県住宅供給公社」を削る。

### 和歌山県告示第512号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 古井西の地線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字古井字前畑256番6地先から同町大字古井字岩垣内188番1地先まで	旧	6.40 }	245.00	
同上	新	6.50 }	245.00	

### 和歌山県告示第513号

平成17年和歌山県告示第512号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

### 和歌山県告示第514号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊美山線

区	間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考
日高郡川辺町大字 土生字下ノ谷6244 番5地先から同町 大字土生字打谷 484番2地先まで		旧	5.20 } 23.79	554.00	
同上		旧	12.31 } 54.95	490.00	
同上		新	12.31 } 54.95	490.00	

和歌山県告示第515号

平成17年和歌山県告示第514号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第516号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 生石公園線

区	間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考
有田郡金屋町大字 生石字森脇20番1 地先から同町大字 生石字善五郎谷 463番地先まで		旧	2.30 } 10.50	512.00	
同上		新	7.00 } 17.25	512.00	

和歌山県告示第517号

平成17年和歌山県告示第516号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第518号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 田辺印南線

区	間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考 メートル
日高郡みなべ町西 本庄字東萩山11608 番1地先から同町 熊瀬川字下広野11 番8地先まで		旧	2.50 } 6.50	300.00	奈良谷橋 L=3.90
同上		旧	8.30 } 30.40	240.00	奈良谷橋 L=35.50 新鶴の湯橋 L=42.00
同上		新	8.30 } 23.80	240.00	奈良谷橋 L=35.50 新鶴の湯橋 L=42.00

和歌山県告示第519号

平成17年和歌山県告示第518号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第520号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 粉河加太線

区	間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考
那賀郡岩出町大字 新田広芝字南垣内 373番1地先から同 町大字新田広芝字 南垣内374番1地先 まで		旧	7.20 } 8.00	39.50	

同上	新	10.64 } 12.50	39.50	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第521号

平成17年和歌山県告示第520号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第522号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
			メートル	メートル	メートル
		旧	7.00 } 49.60	562.50	
同上		旧	11.00 } 35.70	520.00	滝の畑橋 L=58.10 船場橋 L=59.20
同上		新	11.00 } 35.70	520.00	滝の畑橋 L=58.10 船場橋 L=59.20

和歌山県告示第523号

平成17年和歌山県告示第522号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第524号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 温川田辺線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
			メートル	メートル	
		旧	4.00 } 6.20	83.00	
同上		新	6.70 } 7.40	83.00	

和歌山県告示第525号

平成17年和歌山県告示第524号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第526号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 白浜久木線

区	間	新 旧 の 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
			メートル	メートル	
		旧	8.40 } 11.80	160.00	
同上		新	9.50 } 14.30	160.00	

和歌山県告示第527号

平成17年和歌山県告示第526号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第528号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区	間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
		旧	4.00 } 22.30	1235.00	
同上		旧	10.00 } 43.50	1078.50	
同上		新	10.00 } 43.50	1078.50	

和歌山県告示第529号

平成17年和歌山県告示第528号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第530号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 田辺印南線

区	間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考 メートル
		旧	3.50 } 8.00	737.00	古田橋(旧道) L=21.00

同上	旧	9.00 } 35.00	450.00	鶴の湯トンネル L=90.00 古田橋 L=21.00
同上	新	9.00 } 35.00	450.00	鶴の湯トンネル L=90.00 古田橋 L=21.00

和歌山県告示第531号

平成17年和歌山県告示第530号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第532号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区	間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
		旧	10.10 } 24.20	318.90	
同上		新	11.70 } 37.50	318.90	

和歌山県告示第533号

平成17年和歌山県告示第532号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第534号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山停車場線

区	間	新旧の別	敷地の員	延長	備考
			メートル	メートル	メートル
和歌山市北ノ新地中六軒丁9番地先から同市坊主丁12番地先まで		旧	9.40 } 50.55	259.30	市道大新4号線と重用 110.08

和歌山県告示第535号

平成17年和歌山県告示第534号(道路の区域変更)で告示した旧道路は、平成17年4月1日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第536号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 田辺龍神線

区	間	新旧の別	敷地の員	延長	備考
			メートル	メートル	
田辺市栄町42番9地先から同市湊字浄行寺後1619番8地先まで		旧	8.00 } 10.00	145.00	
同上		新	12.00 } 15.00	145.00	

和歌山県告示第537号

平成17年和歌山県告示第536号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第538号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づ

き、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 芳養清川線

区	間	新旧の別	敷地の員	延長	備考
			メートル	メートル	
田辺市上芳養字小谷2284番地先から同市上芳養字谷口2235番地先まで		旧	4.40 } 12.50	191.00	
同上		旧	10.00 } 37.40	150.00	
同上		新	10.00 } 37.40	150.00	

和歌山県告示第539号

平成17年和歌山県告示第538号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第540号

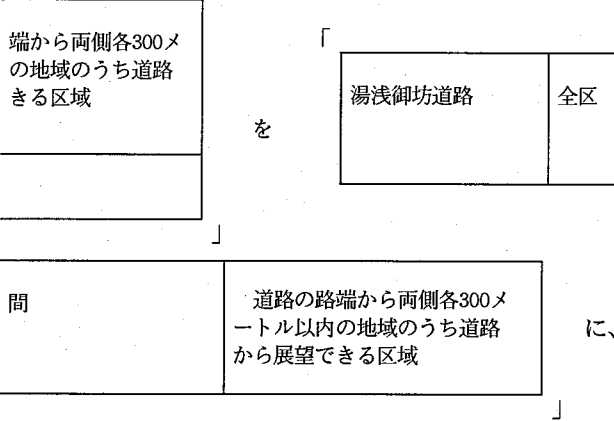
平成9年和歌山県告示第410号(和歌山県屋外広告物条例第3条の規定に基づく知事の指定する区域及び区間)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

第1項中「海草郡下津町大字上」を「海南市下津町上」に、「海草郡下津町大字梅田」を「海南市下津町梅田」に、「海草郡下津町大字黒田」を「海南市下津町黒田」に、「海草郡下津町大字橋本」を「海南市下津町橋本」に改め、第2項中「海草郡下津町大字橋本1065」を「海南市下津町橋本1065」に、「海草郡下津町大字橋本1624」を「海南市下津町橋本1624」に、「海草郡下津町大字上689」を「海南市下津町上689」に改め、第3項中「

海南湯浅道路	全区間	道路の路 -トル以内 から展望で
湯浅御坊道路	全区間	同上



「下津町大字蝶川」を「海南市下津町蝶川」に、「串本町大字和深」を「串本町和深」に、「同町大字江田」を「同町江田」に、「串本町大字貝岡」を「串本町大字貝岡」に、「同町大字袋」を「同町袋」に、「古座町大字姫」を「串本町姫」に、「同町大字神野川」を「同町神野川」に、「古座町大字古座」を「串本町古座」に、「同町大字田原」を「同町田原」に改める。

和歌山県告示第541号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第1項備考1の規定により、普通教室に空気調節設備を設けている高等学校の全日制及び定時制の授業料の額に加算する額を次のとおり定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 全日制 1人につき年額3,600円
- 2 定時制 1人につき年額600円

ただし、この額を加算するのは、当該年度の4月1日において、普通教室に空気調節設備を整備している高等学校の全日制及び定時制の授業料とする。